

第72期(22年8月～23年7月)安全衛生計画書

労働安全衛生方針

当社の事業推進における全過程においては、「安全作業最優先」を基本姿勢として自己及び周囲の作業者の安全に注意を払い、労働災害ゼロを目指して日々の業務を進めることとします。「労働災害」と「交通災害」は社業に最も損害を来す結果となるため、全社員及び入場関係者全員一致の協力のもとこれを排除・防止することとします。また当社は、社員の健康保持のため有効的諸施策を実行します。

1. 社内に安全衛生委員会を設置して、社内及び各作業所の安全確保に対する指導及び監督的役割を担うこととします。
2. 安全衛生委員会の指導のもと、作業所では品質目標の設定と共にリスクアセスメントの検討を実施して、無災害に努めます。また同時に環境負荷への対策も加味します。
3. 労働安全衛生関係法、道路交通法、当社安全衛生規定、及び労働環境改善の為の関係法例、規則を遵守すること。
4. 安全、衛生、健康保持のために実施される諸施策は有効的に実施・受診をし、社員全員協力のもとCOHSMSを適切に実行するものとする。
5. 有給休暇を必ず7日間以上は取得すること。特に工事終了時には連続して取ること。

安全衛生目標

- 1 墜落・転落災害を防止する
フルハーネスの完全使用、開口部の措置、パトロールで指導を徹底する（労災事故ゼロ）
- 2 車両系建設機械の安全対策としてDX化、ICT化を推進して災害を防止する（DX・ICT化の取り組み事例5件以上）
- 3 火気管理の強化をして火災を起こさない
溶断、溶接、有機溶剤、すいがら等の管理（安パト指摘率5%以下）
- 4 交通事故ゼロ
社員教育ならびに関係請負人への教育を徹底する
- 5 労災かくしは絶対にしない（報告漏れ0件）
社員教育ならびに関係請負人への教育を徹底する

重点施策	実施項目	達成目標	担当	年間スケジュール												実施上の留意点 (法令・社内規定のチェック)
				8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
現場における不安全状態・行動の除去及び改善の徹底	1.現場の状況調査、危険要因の洗い出し等の徹底	全現場	所長													・作業前に施工箇所の点検をする ・不安全行動は即座に是正
	2.作業開始前の現場巡視の徹底		職長	←												
	3.4S運動(整理・整頓・清掃・清潔)の徹底		作業員													
	4.現地KYの具体的な実施の徹底															
安全衛生活動計画	1.安全衛生パトロール(化学物質管理状況等含む)	月1回以上	役員等 安全衛生委員 協力会幹事	←			特P								特P	・特別パトロールは、協力会幹事と合同で当期の安全衛生目標も重点的に点検する ・労働者の健康管理等
	2.衛生パトロール	年2回	衛生管理者 産業医				○				○					
	3.安全衛生委員会	月1回以上	安全衛生委員	←												
行事計画	1.安全大会	年1回	安全大会 実行委員											○		・全社員・協力会会員参加
	2.労災防止運動	年4回	総務部 安全担当			○		○			○				○	・全国労働災害運動に連動
	3.火災予防運動	年2回	総務部 安全担当				○				○					・全国火災予防運動に連動

重点施策	実施項目	達成目標	担当	年間スケジュール												実施上の留意点 (法令・社内規定のチェック)
				8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
安全衛生教育	1.技能講習・特別教育 建災防・労基協会など	随時	総務部 講習担当	←											→	
	2.安全衛生教育	月1回	総務部 建築部 土木部	←											→	・定例会・部会にて 伝達教育
	3.災害防止協議会	年1回	高府営所長 総務部 安全担当			○										・機工科、機材部等合同
交通災害防止	1.交通安全教育	年4回	安全運転管理者 安全担当		○			○				○			○	・月例会にてDVD視聴・ 資料配布等
	2.YDC交通安全教育	年2回	YDC会員 安全運転管理者				○						○			・DVD視聴・講習会等
	3.車両点検	年1回	総務部 安全担当												○	・社有車・マイカー点検
	4.運転記録交付申請	年1回	総務部 安全担当				○									・1～3年の事故・違反 確認
健康管理	1.定期健康診断 特定健診 ストレスチェック	年1回	総務部 健康担当												○	・協会けんぽ健康診断
	2.保健指導 (特定保健指導含む)	年2回				○				△					○	・産業医による指導 ・保健師 〃 (△)
	3.社員の健康増進	随時		←											→	・社内報発行 ・健康づくりチャレンジ宣言 の実施 ・運動の機会を増進 ・メール一斉送信
重点実施教育	1.墜落・転落災害の防止	年4回	総務部 安全担当		○		○			○		○				・定例会にて伝達教育
	2.公衆災害の防止	年1回											○			
	3.建設機械災害の防止	年3回				○				○				○		
	4.土砂崩壊災害の防止	年1回													○	
	5.熱中症の防止	年2回		○											○	
	6.火災等の災害の防止	年2回					○				○					
	7.交通災害の防止	年1回						○								
	8.転倒災害の防止	年1回						○								
	9.積雪・凍結災害の防止	年1回							○							
	10.酸欠災害の防止	年1回							○							